

# 「日高町福祉灯油」のお知らせ

町では、在宅で生活する低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯に対し、冬期間の暖房用灯油購入費用の一部を助成します。

対象世帯は、次のとおりとなっていますので、該当される方は申請をお願いいたします。

- 1 対象世帯 平成25年2月1日現在、日高町に住所を有し在宅で生活している者であって、次のいずれかに該当する**平成24年度町民税非課税世帯**となります。ただし、生活保護世帯や施設入所者等は対象外となります。

高齢者世帯	世帯全員が65歳以上の世帯、又は65歳以上の世帯で平成6年4月2日以降に生まれた者を扶養している世帯
ひとり親世帯	父又は母と平成6年4月2日以降に生まれた者がいる世帯
障害者世帯	重度の障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1級)が同居している世帯

- 2 助成内容 1世帯当たり100リットルを限度に助成します。(灯油給付券を交付します。)
- 3 申請期間 平成25年2月7日から平成25年3月15日まで
- 4 申請場所 役場保健福祉課、日高総合支所住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所  
※印鑑・身体障害者手帳等を持参してください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課 (電話01456-2-6183) 又は住民生活課 (電話01457-6-3173)

## 一般救急・防災講習会の開催

「救命率、防災力を高め、地域住民の命は地域で守る」

日高西部消防組合消防署(日高町)では、下記の日程で講習会を開催します。参加申込みの方は消防署救急係宛までご連絡下さい。

- 1 日 時 平成25年3月15日(金)  
18時00分から20時30分まで (2時間30分)
- 2 場 所 日高西部消防組合消防署(沙流郡日高町富川北7丁目1番10号)
- 3 募集人数 30名(定員になり次第締め切ります)
- 4 内 容 (1) 救命処置  
・心肺蘇生法 ・AEDの使用手順 ・緊急時の応急手当  
(2) 防災について  
・防災の講話 ・イメージトレーニング
- 5 講 師 日高西部消防組合消防署 職員
- 6 申込期間 平成25年3月1日(金)から3月14日(木)まで
- 7 申込み先 日高西部消防組合消防署救急係宛までご連絡下さい  
【電話番号 01456-2-1521】
- 8 その他 個人はもちろん団体での申込みも可能です



(担当部署：日高西部消防組合消防署救急救助課救急係)

## チャンネル変更による受信障害解消のお知らせ

### 静内中継局の地上デジタル放送をご覧の皆様へ

これまで静内中継局（笹山）を受信している一部の地域では、室蘭中継局との電波の混信により、S T V（札幌テレビ放送）、H T B（北海道テレビ放送）、U H B（北海道文化放送）の3つのチャンネルが視聴できない事象が発生していましたが、総務省では昨年7月のチャンネル変更により受信障害の解消を図ってきたところです。

このことにより、現在、地上デジタル放送を受信できない世帯等に対して衛生を經由し、暫定的に地上デジタル放送をお届けしている「地デジ難視対策衛生放送（暫定衛星放送）」の打ち切りを一部地域（門別本町・緑町）において予定していますが、昨年7月の混信対策（チャンネル変更）後においても以前と変わらず地上デジタル放送が受信できないという世帯の方につきましては、お手数ですが下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

- チャンネル変更コールセンター 電話 0120-922-303
  - ※ I P 電話などで上記番号につながらない場合は、電話 03-4321-0770 まで
  - ※受付時間 平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~18:00
- 日高町 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ 電話 01456-2-6181

## 3月1日~3月8日は 女性の健康週間 です

女性は、家庭にあっても、職場や地域社会にあっても、健康を守るキーパーソンであると言っても過言ではありません。その女性自身が生涯を通じて元気であることが、社会全体の元気の源とも言えます。

そんな女性の特徴として、思春期・性成熟期・更年期・老年期といった大きなライフサイクルにおいて、女性特有の心身の変化が起こりやすく、それに伴って心身の不調を感じる方が多くいます。

女性一人ひとりが生き生きと過ごせるために、みなさんに女性の健康について知ってもらい、健康づくりの普及を図ることが目的です。

ひとりで悩まないで・・・

静内保健所「女性の健康サポートセンター」をご利用下さい

妊娠、出産、子育てに関すること、不妊に関すること、思春期や更年期や心身の健康に関する事など、女性の健康上の幅広い相談について保健師などがお受けします。

- <相談時間> 月曜日から金曜日の 9:00~17:00（土日祝日を除く）
- <電話番号> (代) 0146-42-0251



## 平成25年度 無料法律相談門別地区相談所を開設します

ひだか弁護士相談センター弁護士による無料法律相談所を開設します。相談は、無料で事前に電話予約が必要です。相談内容は、クレジット、サラ金、交通事故、離婚、相続等です。お気軽にご相談ください。

- 日 時 開催予定（毎月 第4火曜日） 13:30~16:00  
平成25年4月23日（火）・平成25年5月28日（火）・平成25年6月25日（火）  
平成25年7月23日（火）・平成25年8月27日（火）・平成25年9月24日（火）  
平成25年10月22日（火）・平成25年11月26日（火）・平成25年12月24日（火）  
平成26年1月28日（火）・平成26年2月25日（火）・平成26年3月25日（火）
- 場 所 門別公民館 2階
- 相談担当 ひだか弁護士相談センター
- 事前予約 ひだか弁護士相談センター 月曜日~金曜日 10:00~16:00  
電話 0146-42-8373

※開催日、時間等が変更になる場合がありますので、毎月発行の「広報日高」でご確認ください。